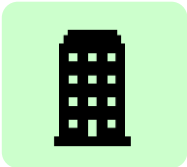


医療保障保険(団体型) ご契約・ご加入にあたっての留意事項

従業員の病気やケガによる所定の入院等を受けた際の
福利厚生制度をサポートする保険です。



見舞金等
の制度をサポート



病気やケガによる
所定の入院等をサポート



保険料は
企業(団体)負担

加入の内容は、別途ご提供している「医療保障保険（団体型）についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

給付金・保険金をお支払いする場合(支払事由)

主契約	お支払いする 給付金・保険金	支払事由	支払額
	入院給付金	同一の不慮の事故による傷害または同一の疾病を直接の原因とし、 継続して5日以上入院をしたとき	入院給付金日額 × (入院日数)-(入院開始日から その日を含めて4日) (1回の入院につき120日、 通算700日が上限)
	死亡保険金 (※1)	死亡したとき	その被保険者について 定められた保険金額
	治療給付金 (※1)	不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因とし、公的医療保険制度 によって保険給付の対象となる入院をしたとき	入院期間中における各月の 診療報酬点数に応じた 治療給付金基準額 × 治療給付率 (1回の入院につき入院日数を 通算して124日となる日の 属する月の末日までが上限)
短期入院・手術特約 (※2)	お支払いする 給付金	支払事由	支払額
	短期入院 給付金	同一の不慮の事故による傷害または同一の疾病を直接の原因とし、 継続して2日以上入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 (1回の入院につき支払日数 4日、通算60日が上限)
	手術給付金	不慮の事故による傷害または疾病の治療を直接の目的とし、 対象となる手術をしたとき	入院給付金日額 × 給付の対象となる手術に 応じた給付倍率 (10倍、20倍、40倍)

※1 ご契約によってはお支払い対象となりません。
※2 特約を付加しているご契約のみお支払い対象となります。

留意事項

共通	就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合がございます。
	保険金・給付金は保障期間中（責任開始日以降）に約款に定める支払事由に該当した場合にお支払いします。
	給付金は、責任開始日以後の傷害または疾病の治療を目的とし、病院または診療所にて入院、手術等を受けた場合お支払いの対象となります。
	給付金等のご請求は、契約者（企業・団体）を通じての手続きとなります。
	通院に対する保障はありません。
	支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。 ただし、給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
主契約について	治療給付金のお支払いは、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる入院に限ります。自由診療、労災（労働者災害補償保険）、自賠責（自動車損害賠償責任保険）などによる入院は、お支払いの対象となりません。 公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法 ⑤私立学校教職員共済組合法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律
短期入院・手術特約について	時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、約款に定める給付倍率のいずれか高いほうの1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

（注）責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

• この資料は医療保障保険(団体型)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(給付金額・保険金額の減額、解約等)する場合があります。
• この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
• 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)

<引受保険会社>

第一生命保険株式会社

C25-213-0058(2025.4.18)